

前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正について
(議案第152号)

職員課

1 改正の理由

常勤の一般職の職員に準じ、会計年度任用職員の報酬額を改めるとともに、当該職員に勤勉手当を支給する。

2 主な内容

- (1) 会計年度任用職員（パートタイム）の月額報酬表の改正
週30時間勤務の一般事務職（初回の任用）の場合

現 行	改 正 案	改 定 幅
154,700円	167,000円	12,300円

- (2) 会計年度任用職員（パートタイム）の時間額報酬表の改正

号給	現 行	改 正 案	改 定 幅
1	970円	1,030円	60円
2	1,020円	1,090円	70円
3	1,300円	1,370円	70円
4	1,350円	1,420円	70円

- (3) 会計年度任用職員（パートタイム）の日額報酬表の改正

号給	現 行	改 正 案	改 定 幅
1	5,800円	6,000円	200円
2	7,000円	7,300円	300円
3	7,700円	7,900円	200円
4	10,200円	10,400円	200円

5	12,200円	12,300円	100円
---	---------	---------	------

(4) 勤勉手当

ア 任期の定めが原則6か月以上のフルタイム会計年度任用職員であって、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職するものに対して、勤勉手当基礎額（給料の月額及び地域手当の月額の合計額）に、常勤職員の勤勉手当基礎額に乗じる割合を乗じて得た額を勤勉手当として支給する。

イ 常勤職員の勤勉手当の額に改定があった場合におけるフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額の改定は、その改定があった日の属する年度の翌年度以後（その改定があった日が4月1日であるときは、同日以後）の勤勉手当の額について改定するものとする。

ウ パートタイム会計年度任用職員については、フルタイム会計年度任用職員に準じて勤勉手当を支給する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

2の(1)から(3)まで 公布の日

2の(4) 令和6年4月1日

(2) 遡及適用日

2の(1)から(3)まで 令和5年4月1日

4 附則で改正する条例

前橋市職員の育児休業等に関する条例